社会福祉法人杜の里福祉会 杜の里居宅介護支援センター運営規程

(令和6年4月1日施行)

第 1 章 総 則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人杜の里福祉会が開設する杜の里居宅支援センター(以下、「事業所」という。) が行う指定居宅介護支援事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が利用者及びその家族に対し、適切な指定居宅介護支援のサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者及び家族が介護サービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況、生活環境、利用者及びその家族の希望等を尊重し、利用する介護サービスの種類、内容及びその担当者を定めた計画を作成し、その人らしい自立した生活が送れるよう配慮して行う。
- 2 事業の実施にあっては、関係市町村、地域の保健・医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り 総合的かつ、効率的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 地域社会への貢献活動を進め、介護保険制度の普及発展に寄与する。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し、研修を実施するなどの措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第I項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
 - (1) 名 称 杜の里居宅介護支援センター
 - (2) 所在地 宮城県仙台市若林区荒井東二丁目12番地の1

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名(常勤・介護支援専門員と兼務) 管理者は、事業所の職員の管理及び居宅介護支援事業にかかわる業務管理を一元的に行う。
 - (2) 主任介護支援専門員(常勤) 1名以上介護支援専門員(常勤) 1名以上

介護支援専門員は、要介護者等に対する適切な居宅サービス計画を作成するとともに、関係 市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、各種サービスを提供する。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し12月29日から1月3日までの期間は除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

- 第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。
 - (1) 介護支援専門員は、解決すべき課題の把握にあたって利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接を行う、なおその課題の分析にあたっては事業所で適切と判断する課題分析票を用いる。
 - (2) 居宅サービス計画原案の作成は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。 また、居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること、作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき、文書の交付及び口頭により説明し、文書に利用者の署名(記名押印)を受けるものとする。
 - (3) 訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等については、主治の医師等(入院中の医療機関の医師も含む)がその必要性を認めたものに限られるものであることから、介護支援専門員は、これらの医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合にあっては主治の医師等の指示があることを確認するものとする。

また、利用者がこれらの医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、介護支援 専門員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、主治の医 師等とのより円滑な連携に資するよう、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画につい ては、意見を求めた主治の医師等に交付するものとする。

(4) サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

(5) 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

(6) 居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携

介護支援専門員は、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。

(7) サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(8) 地域ケア会議における関係者間の情報共有

地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

(利用料金)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。但し、実施地域以外の地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費(実費)の 支払いが必要となる場合がある。

(通常事業の実施地域)

第8条 事業所の通常事業の実施地域は、仙台市及び名取市の区域とする。

(事故発生時の対応)

- 第9条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡をおこなうとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、前項の自己の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第10条 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示を求め又は当該市町村の従事者からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第11条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族に個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらか

じめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講 ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に揚げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを地域包括支援センター又は市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供 を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画(以下「業務継 続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、従業者に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第14条 事業所は、事業所における感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に揚げる 措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6 月に1回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(身体拘束)

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第16条 事業所は、指定居宅介護支援に従事する介護支援専門員等の質的向上を図るための研修機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2)継続研修 年2回以上
- 2 事業所は従事者であった者に、業務上知り得た利用者及び家族の秘密事項を保持させるため、秘密保持に関する誓約書を提出させるものとする。また退職後であっても、守秘の義務を負うものとする。
- 3 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就労環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業所は指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、そのサービス提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 5 事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、重要事項等の情報をウェブサイト(法人のホームページ等又は情報公表システム上)に掲載・公表するものとする。
- 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人杜の里福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成11年10月1日から施行する。
- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- この規程は 平成25年5月25日から施行し平成25年4月1日から適用する。
- この規程は、平成27年6月6日から施行する。
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- この規程は、平成29年8月1日から施行する。
- この規程は、平成29年12月9日から施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。

関係市町村並びに他の保健医療及び福祉サービスの提供主体との連携

【1】関係市町村との連携

- 1 サービス提供前の受給資格の確認
 - (1) 指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者の資格、要介護認定または要支援の有無及び要介護認定等の有効期間を確認する。被保険者証等が不携帯の場合は、関係市町村の介護保険担当課と連絡をとり、要介護認定または要支援認定等の必要事項を確認する。
- 2 要介護認定の申請等に係る援助
 - (1)被保険者の要介護認定等に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ必要な協力を行う。
 - (2) 指定居宅介護支援の提供に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が行われているか否かを、関係市町村の介護保険担当課に確認し、申請が行われていない場合には、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
 - (3) 要介護・要支援認定等の更新が遅くとも当該利用者が受けている要介護・要支援認定等の 有効期間満了日の1ヶ月前には行われるよう必要な援助を行う。
- 3 居宅サービス計画の作成等
 - (1)介護支援専門員は、被保険者資格、要介護認定または要支援の有無及び要支援認定の有効期間を確認し、居宅サービス計画を作成する。
 - (2) 居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用者等の情報を的確に利用者またはその家族に提供する。
 - (3) 居宅サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により利用者について、その有する能力すでに提供を受けている指定居宅サービス等の評価及び利用者が置かれている環境等を勘案し、利用者が現に抱えている問題を明らかにし、利用者が自立した生活を営むように支援するうえで、解決すべき課題を把握する。
- 4 利用者に関する市町村への通知

指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく速やか に意見を付して、その旨を市町村の介護保険担当課に通知する。

- ① 正当な理由なしに法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスに関する指示に従わないこと等により要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- ② 偽りの不正な行為によって保険給付の支給を受け、または受けようとしたとき。
- 5 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに該当する市町村、利用者の家族に連絡するとともに必要な措置を講ずる。

【2】他の保健医療・福祉サービス事業者との連携

(1) 当該事業所の通常の事業実施地域における保健医療・福祉サービス等の相談窓口としてのこれまでの実績を踏まえ、事業実施地域内の居宅サービス事業者と更なる協力関係を構築し、利用者及びその家族がより良いサービスが受けられるようにする。

(2) 当該事業所の通常の事業実施地域等を勘案し、利用申込者に対し地域的に自ら適切な指定 居宅介護支援を提供することが困難と認められる場合は、他の指定居宅支援事業者の紹介その 他必要な措置を講ずる。